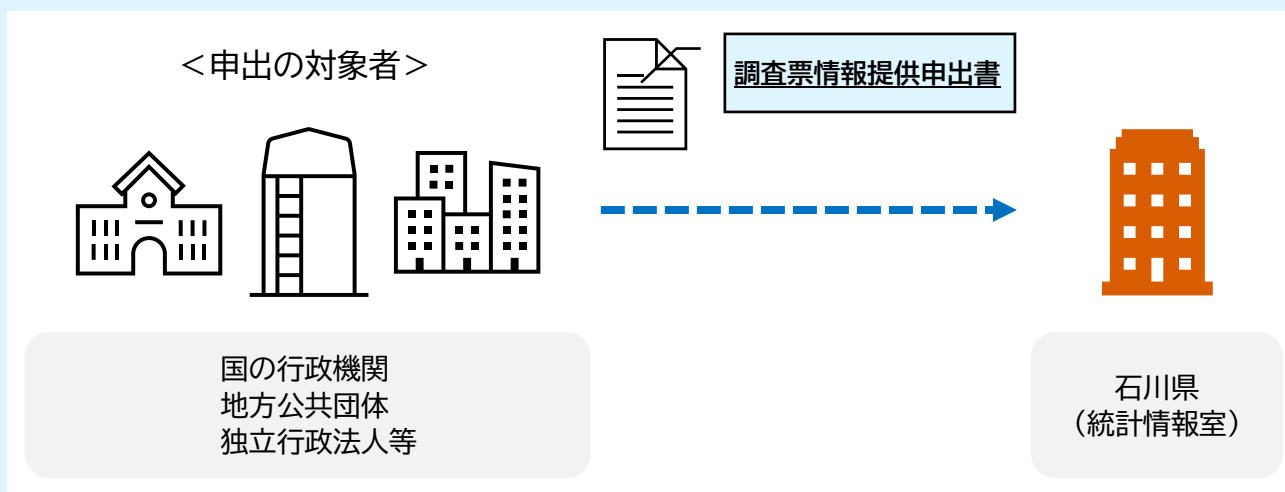


調査票情報の提供を受ける場合は、申出が必要です

◆ 概要

統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成等を行う場合であって、県が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける場合は、石川県統計情報室へ申出書類を提出して下さい。



◆ 手続きについて

提出物	調査票情報提供申出書（紙・電子データのどちらでもご提出できます）
提出先	石川県 統計情報室 統計分析グループ ※下記の問い合わせ先を参照
提出期限	調査票情報利用開始希望日の1か月前まで

◆ 根拠法令等

- ・石川県統計調査条例
- ・石川県統計調査条例施行規則
- ・石川県 調査票情報の提供に関する事務処理要綱

問い合わせ先

住所	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
担当	石川県統計情報室 統計分析グループ
電話	076-225-1341 (FAX: 076-225-1345)
Mail	toukei@pref.ishikawa.lg.jp